「トマト含有飲料」の特許に関する 審決取消訴訟

一知財高裁平成29年6月8日判決(平成28年(行ケ)第10147号)―



日本大学法学部(大学院法学研究科) 教授(弁理士) 加藤 浩

第1 はじめに

トマト含有飲料(トマトジュース)は、健康飲料として人気の高い商品であり、長期にわたって高い市場規模を維持している。最近では、機能性表示食品制度 1 を利用し、血中コレステロールを低下させる機能性表示を商品に付すことによって、売上げの増加が期待されている。トマトジュースの市場規模は、2016年には198億円となり、前年比で2割ほど増加したという報告 2 がある。

トマトに含まれるリコピンには、善玉コレステロールを増やす作用があり、それによって血管内壁にたまったコレステロールを取り除く効果があると考えられている。もともと健康飲料として認識されていたトマトジュースについて、機能性表示によって健康効果を消費者が再認識することにより、売上げの増加につながっていると考えられる。

第2. 事案の概要

1. 事件の経緯

被告は、発明の名称を「トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法」とする発明について、平成23年4月20日、特許出願をし、平成25年2月1日、その特許権の設定登録(特許第5189667号)を受けた。(以下、「本件特許」という。)

これに対して、原告は、平成27年1月9日に本件特許の無効審判請求(無効2015-800008号)をしたところ、特許庁は、平成28年5月19日、特許維持の審決をした。そこで、原告は、知財高裁に審決の取り消しを求めて提訴した。

¹ 機能性表示食品制度とは、科学的根拠を消費者庁に届け出ることにより、機能性表示を商品に付すことができる制度であり、2015年4月から導入されている。

² 東洋経済新報社「東洋経済ONLINE」、2017年2月8日(トマトジュースに関する記事)

2. 被告の特許 (本件特許)

本件特許の特許請求の範囲の請求項1、請求項8及び請求項11の発明は、次のとおりである (以下、請求項1の発明を「本件発明1」、請求項8の発明を「本件発明8」、請求項11の発明を「本 件発明11」といい、これらを「本件発明」と総称する。なお、請求項2~7は、いずれも請求項 1を引用するものであり、請求項9及び10は、いずれも請求項8を引用するものである。)

(1) 本件発明1

「糖度が9.4~10.0であり、糖酸比が19.0~30.0であり、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が、0.36~0.42重量%であることを特徴とする、トマト含有飲料。」

(2) 本件発明 8

「少なくともトマトペースト (A) と透明トマト汁 (B) を配合することにより、糖度が $9.4 \sim 10.0$ 及び糖酸比が $19.0 \sim 30.0$ となるように、並びに、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が $0.36 \sim 0.42$ 重量%となるように、前記糖度及び前記糖酸比並びに前記グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量を調整することを特徴とする、トマト含有飲料の製造方法。」

(3) 本件発明11

「少なくともトマトペースト (A) と透明トマト汁 (B) を配合することにより、糖度が $9.4 \sim 10.0$ 及び糖酸比が $19.0 \sim 30.0$ となるように、並びに、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が $0.36 \sim 0.42$ 重量%となるように、前記糖度及び前記糖酸比並びに前記グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量を調整することを特徴とする、トマト含有飲料の酸味抑制方法。」

3. 争 点

争点は、①訂正要件の適合性、②実施可能要件の適合性、③サポート要件の適合性、及び、④ 公然実施による新規性喪失に関する認定である。以下では、③サポート要件の適合性のみについ て論じる。

なお、サポート要件の適合性については、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量が本件発明の数値範囲にあることにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られることが本件明細書等において裏付けられているかについて争われた。

第3. 裁判所の判断

1. サポート要件について

(1) サポート要件の基本的な考え方

裁判所は、特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するか否かについて、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、「特許請求の範囲に記載された発明」が、「発明の詳細な説明に記載された発明」であり、「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」、また、「その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」を検討して判断すべきものである旨判示した。

(2) パラメータ発明のサポート要件

裁判所は、「本件発明は、特性値を表す三つの技術的な変数により示される範囲をもって特定